

平成30年3月30日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会
業 務 部

筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録申請について（お知らせ）

本会では、東京法務局における筆界特定手続において、測量業務（以下「特定測量業務」という。）が必要となった際、同局筆界特定室からの、特定測量業務の入札説明会への参加者募集依頼を受け、測量実施者登録を行っている会員各位に対し、当該業務の紹介を行う制度を設けております。

なお、測量実施者の登録申請については、随時受け付けを行っておりますので、登録を希望される会員各位におかれては、下記要領をご確認の上、申請必要書類等を本会事務局までご郵送いただけますよう、お知らせ致します。

記

1. 登録申請に際して事前にご確認をいただく規程等

[東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程](#)
[筆界特定手続の特定調査における測量作業規程](#)

2. 登録申請書類

[筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書](#)
[誓約書](#)

[筆界特定手続の特定調査における測量成果の電子的な管理に関する報告書](#)

【土地家屋調査士法人の場合】[筆界特定手続の特定調査における測量実施者社員名簿](#)

3. 提出先

東京土地家屋調査士会事務局宛

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

4. 登録手数料

登録申請書類到達後、担当部署において審査を実施し、その審査結果を踏まえて、振込口座等をご案内いたします。